

# 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（テロ等準備罪）の廃止を求める決議

〔趣旨〕

愛知県司法書士会理事会は、政府及び国会に対し「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の廃止を求める。

以上のとおり決議する。

平成29年6月24日

愛知県司法書士会 第2回理事会

〔理由〕

## 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

平成29年6月15日、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「本法律」という）が成立した。本法律によれば、「組織的犯罪集団」が2人以上で所定の犯罪を「計画」した場合にいわゆる「テロ等準備罪」が成立し、その準備行為を行えば処罰される。そして、その対象犯罪は、277と広汎である。

本法律は、審議の段階から多くの問題点が指摘されていたが、多くの疑問点が解明されないまま成立したものであり、捜査機関の恣意的な運用が許されれば市民の人権を侵害し、企業の経済活動を萎縮させる可能性がある。

## 2 本法律が適用される「組織的犯罪集団」

「組織的犯罪集団」とは「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」（本法律第6条の2）とされるから、例えば、会社内で節税のための検討なども法人税法違反（偽りにより税を免れる行為）を目的とする組織的犯罪集団と解されることとなり、テロリズム集団のみならず、市民団体や企業等もその対象となる。また、「2人以上」で「計画」した者あれば、団体構成員でない者であっても処罰対象となりうるから、団体の所属に関係なく広く一般の市民も対象となりうる。

適正手続保障（憲法第31条）の観点から、刑罰法規はその内容の明確性が要求されるが、本法律はその適用範囲が曖昧であり、捜査機関の恣意的運用につながる懸念される。

### 3 「準備行為」の不明確性

「準備行為」は本罪の成立要件ではなく、「準備行為」がなくても任意捜査は可能であり、警察が「計画」があったと認定すれば、尾行、銀行・通信業者への照会、任意の取調などの捜査が可能となり、通常では犯罪とならない市民の日常生活での行為が捜査機関に「準備行為」と認定されることもあり得る。

### 4 本法律の目的、立法事実

本法律は、国会審議を通じて、立法事実すら明確にされなかった。これは、刑罰法規新設の議論としては異常である。

政府は、本法律は、テロ対策である国際組織犯罪防止条約締結（以下「TOC条約」という）が目的だとしていた。しかし、国連の「立法ガイド」の執筆者であるニコス・パッサス氏は「テロ対策は本条約の目的ではない」と明言している。TOC条約は、マフィアなどの経済犯罪を取り締まる目的で制定されたため、TOC条約締結のためであれば、公務員の腐敗行為である公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法の違反や、公務員職権濫用罪・特別公務員暴行陵虐罪などの犯罪や、商用賄賂罪、独占禁止法・酒税法・石油税の違反などの経済犯罪が含まれるべきである。ところが、これらが除かれているのはTOC条約の趣旨に反しており、TOC条約締結のためという理由すら、曖昧であり、本法律は、目的、立法事実すら不明確なまま成立した。

### 5 まとめ

以上述べたように、本法律は、一般の会社や市民団体が「組織的犯罪集団」から除外されていないため処罰対象とされる可能性がある。また、「準備行為」がなくても「計画」の段階で捜査の対象となり、処罰条件である準備行為自体も日常行為と区別がつかない曖昧なものであるため、捜査機関の濫用の危険性も高い。国会審議においてこれらの懸念は解消されず、また、歯止めとなるような修正も何らされずに、参議院法務委員会の採決を省略するという異例の方法で、成立するに至った。運用方法を誤れば日本国憲法が保障する思想良心の自由（19条）、表現の自由（21条）、適正手続の保障（31条）を侵害する危険性の高い法律である。

愛知県司法書士会は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現を使命とする法律家の団体として、市民の権利の侵害する法律が成立したこの現状を許すことなく、上記法律の廃止を政府及び国会に求めることを理事会において決議する。

以 上